

# 暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

平成30年度 税のお知らせ

税制改正について

税制改正の主な内容  
は、次のとおりです。

「町たばこ税の見直し  
(税率引上げ等)」  
(平成30年10月1日から  
段階的に移行)

紙巻たばこの販売数量  
による社会保障費の増加  
税量の減少幅の拡大による税  
収の減少、高齢化の進展  
等も見込まれることから、  
引き続き国・地方で  
厳しい財政事情にあること  
とを踏まえ、たばこ税の改  
正内に負担水準を見直す改  
正内容となります。

①税率の引上げ  
たばこ税の税率を平成  
30年10月1日から段階的  
に引上げます。  
※詳細は、次の表のとおり  
です。

## ①税率の引上げ

(税率:1,000本当たり)

実施時期等	合計	道府県 たばこ税	市町村 たばこ税	(参考) 国のかたばこ税 ※たばこ特別税含む
現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円
平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円
平成32年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円
平成33年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円

(注) 平成31年4月1日に予定されている三級品の紙巻たばこに係る税率の引上げ(平成27年度税制改正)を、平成31年10月1日実施に延期する。

(注) 税率引上げに伴う所要の措置

- 1.たばこ税率の引上げに際し、手持品課税を実施する。
- 2.市町村たばこ税都道府県交付金制度について、所要の措置を講ずる。

## ②加熱式たばこの課税方式の見直し

地方税法において「加熱式たばこ」の課税区分を新設し、上で、加熱式たばこの製品特性を踏まえ、「重量」の要素と「価格」の要素により紙巻たばこの本数へ換算する新紙課税方式とし、平成30年1月から実施し、5年間か10ヶ月で段階的に移行します。経過期間中の課税標準は、新方式による換算を1/5ずつ税額を計算します。

「所得税及び復興特別所得  
税・個人住民税の基礎控除、  
給与所得控除・公的年金等控  
除の見直し」  
(平成33年度)  
(平成32年分所  
得)  
(平成33年分所  
得から)

働き方の多様化を踏まえ、  
特定の働き方だけでなく様々な  
形で働く人を応援し、「働き  
き方改革」を後押しする観点で、  
主な改正は次のとおりです。  
度の見直しを図りつつ、  
基礎控除・公的年金等控除に  
振り替える等、一部制所

## ①給与所得控除・公的年金等控除の見直し

給与所得控除の上限の引下げ。公的年金等控除の上限の設定等を行います。

## ②左記の控除見直しから基礎控除への振替

給与所得控除・公的年金等控除を10万円引下げ、基礎控除を同額引上げます。

## ■個人住民税

現行33万円→43万円

## ■所得税等

現行38万円→48万円

## ③基礎控除の見直し

この振替に伴い、扶養控除の対象となる合計所得金額の要件等について、各控除・各措置で調整を行います。

所得の高い人、特に高額の所得がある人に限って控除額が遞減・消失する仕組みを導入します。

詳細は、次の表のとおりです。